

事業報告書
(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人樹緑会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿屋市西原1丁目2番1号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成15年12月18日

(4) 設立登記年月日 平成16年 3月 9日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	検見崎 博樹	令和5年2月22日重任
理 事	検見崎 雅子	
同	日高 真樹子	
同		
同		
同		
同		
監 事	大園 純広	
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	検見崎クリニック	鹿屋市西原1丁目2番1号	一般病床 19床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床] 精神病床 0床 感染症病床 0床 結核病床 0床

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年2月18日 令和4年度事業報告及び決算の決定
役員の改選（全員留任）

様式 2

法人名 医療法人 樹 緑 会
 所在地 鹿屋市西原1丁目2-1

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和4年12月31日現在)

1. 資 産 額	103,125 千円
2. 負 債 額	73,368 千円
3. 純 資 産 額	29,757 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	36,346
B 固 定 資 産	66,779
C 資 産 合 計 (A+B)	103,125
D 負 債 合 計	73,368
E 純 資 産 (C-D)	29,757

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 樹 緑 会
 所在地 鹿屋市西原1丁目2-1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 4年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	36,346	I 流 動 負 債	35,688
現金及び預金	6,034	支 払 手 形	0
事業未収金	28,775	買 掛 金	6,420
未 収 金	0	短 期 借 入 金	0
有 価 証 券	0	未 払 金	5,952
たな卸資産	1,217	未 払 費 用	0
前 渡 金	0	未 払 法 人 税 等	182
前 払 費 用	320	未 払 消 費 税 等	0
繰延税金資産	0	繰 延 税 金 負 債	0
その他の流動資産	0	前 受 金	0
II 固 定 資 産	66,779	預 り 金	2,592
1 有 形 固 定 資 産	63,973	前 受 収 益	0
建 物	51,138	院 長 借 入 金	20,542
構 築 物	26		
医療用器械備品	0	II 固 定 負 債	37,680
その他の器械備品	7,915	医 療 機 関 債	0
車両及び船舶	4,894	長 期 借 入 金	37,680
土 地	0	長 期 未 払 金	0
建設仮勘定	0	そ の 他 の 固 定 負 債	0
その他の有形固定資産	0		
2 無 形 固 定 資 産	145	負 債 合 計	73,368
借 地 権	0		
ソフトウェア	0	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	145	科 目	金 額
3 その他の資産	2,661	I 資 本 金	12,000
有 価 証 券	24	II 資 本 剰 余 金	0
長期貸付金	0	III 利 益 剰 余 金	17,757
保険積立金	0	繰 越 利 益 剰 余 金	17,167
長期前払費用	2,637	当 期 純 利 益	590
繰延税金資産	0	IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
その他の固定資産	0	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	0
繰延消費税	0	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
資 産 合 計	103,125	純 資 産 合 計	29,757
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	103,125

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 樹 緑 会
 所在地 鹿屋市西原1丁目2-1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 4年 1月 1日 至 令和 4年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		211,316
2 事業費用		
(1)事業費	215,823	
(2)本部費	0	241,764
本来業務事業損失		△ 4,507
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		△ 4,507
II 事業外収益		
受取利息	2	
その他の事業外収益	5,446	5,448
III 事業外費用		
支払利息	105	
その他の事業外費用	0	105
経常利益		836
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	64	64
税引前当期純利益		772
法人税・住民税及び事業税	182	
法人税等調整額	0	182
当期純利益		590

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 樹緑会
所在地 鹿屋市西原1丁目2番1号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名		職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	—	—						
—	—	—	—	—	—	—	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人 樹緑会

理事長 検見崎 博樹 殿

私大菌純広は、医療法人 樹緑会の令和4年会計年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年 2月 17日

医療法人 樹緑会

監事 大菌 純広